

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市川内町民会館の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市川内町民会館条例	
根 拠 条 項	第4条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5566)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市川内町民会館条例 (供用)</p> <p>第2条 徳島市川内町民会館(以下「会館」という。)は、その設置の目的に照して広く住民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合 (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められる場合 (利用の申請等)</p> <p>第4条 会館を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請が第2条ただし書の規定に該当する場合を除き、その利用を承諾するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の承諾について会館の管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>徳島市川内町民会館条例施行規則 (利用の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項に規定する町民会館の利用の申請は、徳島市川内町民会館利用申請書(別記様式)により行うものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)